

(注) 1. 普通建設事業費の補助事業には受託事業費のうちの補助事業費を含む。単独事業費には同他団体施行事業負担金及び受託事業費のうちの単独事業費を含む。
2. 東京都特別区における基準財政収入額及び基準財政需要額は、特別区財政調整交付金の算出に要した値であり、財政力指数は、前記の基準財政需要額及び基準財政収入額により算出。
3. 産業構造の比率は母数を就業人口総数とし、分類不能の産業を除いて算出。
4. 人口については、調査対象年度の1月1日現在の住民基本台帳に登載されている人口に基づいている。
5. 市価については、調査対象年度の10月1日現在の市区町村、都道府県、全国の状況をとりまとめた「全国都道府県市区町村別価目調」(国土地理院)による。
6. 個人情報保護法の観点から、対象となる職員数が1人又は2人の場合、「給料月額(百円)」及び「一人当たり平均給料月額(百円)」を「アスタリスク(*)」としている。(その他、数値のない欄については、すべてハイフン(-)としている。)